

令和6年度 第1回 山形県いじめ問題審議会

日時：令和6年11月29日（金）

14時00分～15時30分

場所：山形県庁1502会議室

次 第

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 委員紹介

4 会長互選並びに職務代理者指名

5 議 事

(1) 報 告

- ・ 本県におけるいじめの現状等について

(2) 協 議

- ・ いじめの防止等に向けた今後の取組みについて

6 閉 会

配布資料一覧

- 次第
- 山形県いじめ問題審議会委員名簿
- 事務局及びオブザーバー出席者名簿
- 席次表

- 資料 1 いじめの定義等・認知・解消について
- 資料 2 令和 5 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果について
- 資料 3 - 1 令和 5 年度の学校等におけるいじめの防止等に係る状況（県内公立学校）
- 資料 3 - 2 令和 5 年度いじめの防止等に係る取組「点検表」
- 資料 4 - 1 令和 6 年度第 1 期「いじめに関する定期調査（本県調査）」の結果について
- 資料 4 - 2 学校種別の「いじめに関する定期調査（本県調査）」の結果
- 資料 5 いじめの防止等に向けた今後の取組み

- 参考資料 1 山形県いじめ防止対策の推進に関する条例
- 参考資料 2 いじめの現状等に係る調査（資料 2～4）の基本情報

別添資料

- いじめ発見調査アンケート（中学・高校用）
- いじめに関する保護者アンケート
- いじめ早期発見のためのチェックリスト例（家庭用）
- いじめをゆるさない、見逃さないためのリーフレット

山形県いじめ問題審議会 委員名簿

(第6期：令和6年8月1日～令和8年7月31日)

氏名	現職	備考
あだち えり 安達 えり	特定非営利活動法人「With優」 統括	オンライン
きむら まさゆき 木村 正之	医療法人篠田好生会 千歳篠田病院 院長	オンライン
こぎ ひろみち 古城 博道	古城博道法律事務所 弁護士	オンライン
さかもと みか 坂本 ミカ	県スクールカウンセラー	
さとう こうへい 佐藤 宏平	山形大学地域教育文化学部 教授	オンライン
たけだ やすひろ 武田 靖裕	県PTA 連合会会長	
はなや みちこ 花屋 道子	県立米沢栄養大学 教授	
むらやま ゆい 村山 結	若宮病院 公認心理師・臨床心理士	

(五十音順、敬称略)

令和6年度第1回山形県いじめ問題審議会
事務局及びオブザーバー出席者名簿

【事務局】

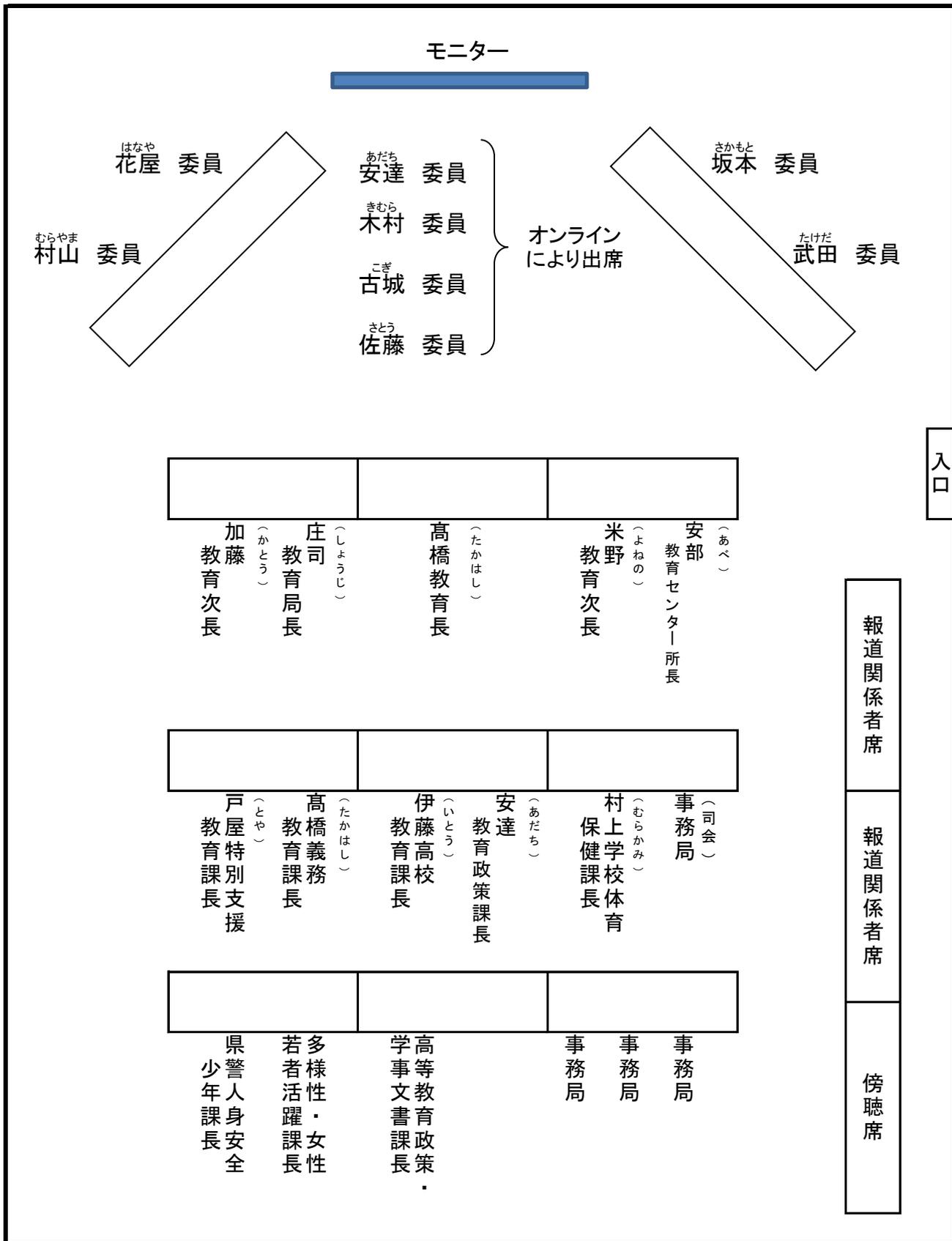
所 属	職 名	氏 名	
教育局	教育長	高橋 広樹	
教育局	教育局長	庄司 雅人	
教育局	教育次長	米野 和徳	
教育局	教育次長	加藤 淳一	
教育センター	所 長	安部 康典	
教育局教育政策課	課 長	安達 晃司	
教育局義務教育課	課 長	高橋 典子	
教育局特別支援教育課	課 長	戸屋 学	
教育局高校教育課	課 長	伊藤 久敏	
教育局学校体育保健課	課 長	村上 周市	

【オブザーバー】

所 属	職 名	氏 名	
総務部 高等教育政策・学事文書課	課 長	古瀬 隆志	
しあわせ子育て応援部 多様性・女性若者活躍課	課 長	遠藤 智子	
警察本部生活安全部 人身安全少年課	課 長	高橋 秀之	

令和6年度 第1回 山形県いじめ問題審議会 席次表

開催日時: 令和6年11月29日 (金)
 14:00~15:30
 開催場所: 山形県庁 1502会議室



いじめの定義等・認知・解消について

1 いじめの定義等

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為**（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、**当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの**をいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

※いじめの理解・考え方（政府のいじめの防止等のための基本的な方針）

- ・いじめは、**どの子供にも、どの学校でも、起こりうる**
- ・いじめは、**生命又は身体に重大な危険を生じさせる**

(2) 具体的ないじめの態様（政府のいじめの防止等のための基本的な方針）

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（いじめと判断する場合の例）

- ・**好意から行った行為**が意図せずに相手側に心身の苦痛を感じさせてしまった場合
- ・すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして**良好な関係を再び築くことができた場合**

2 いじめの認知

(1) 文部科学省の考え方

〔R6. 10. 31 令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果
及びこれを踏まえた対応の充実について（通知）〕

- いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価している

(2) 本県独自のいじめ認知の取組み

- ①本県独自のいじめ発見調査アンケートの年2回実施（児童生徒・保護者対象）
 - ②いじめ発見調査アンケートの結果をもとに児童生徒との面談の実施
- 上記①、②を徹底して実施し、積極的にいじめを認知している

3 いじめの解消（政府のいじめの防止等のための基本的な方針）

- 少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- ・いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月が目安）
- ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

令和5年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果について

- 調査主体…文部科学省
- 調査対象…国公立小学校（県内224校） 国公立中学校（県内96校）
国公立高等学校（県内57校）
国公立特別支援学校（県内19校）
- 調査期間…令和5年度間

問題行動等の概況

1 暴力行為

本県の小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は、令和4年度に比べて116件減少し、計66件でした。校種別でも、小学校・中学校・高等学校の各校種で減少しました。

2 いじめ

本県の小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、令和4年度に比べて372件減少し、計12,021件でした。校種別では、小学校では減少、中学校、高等学校では増加、特別支援学校では横ばいとなりました。

3 小中学校の不登校

本県の小・中学校における不登校児童生徒数は、令和4年度に比べて266人増加し、計2,339人でした。校種別でも、小学校・中学校ともに増加しました。

4 高等学校の不登校・中途退学

本県の高等学校における不登校生徒数は、令和4年度に比べて56人増加し、計644人となりました。

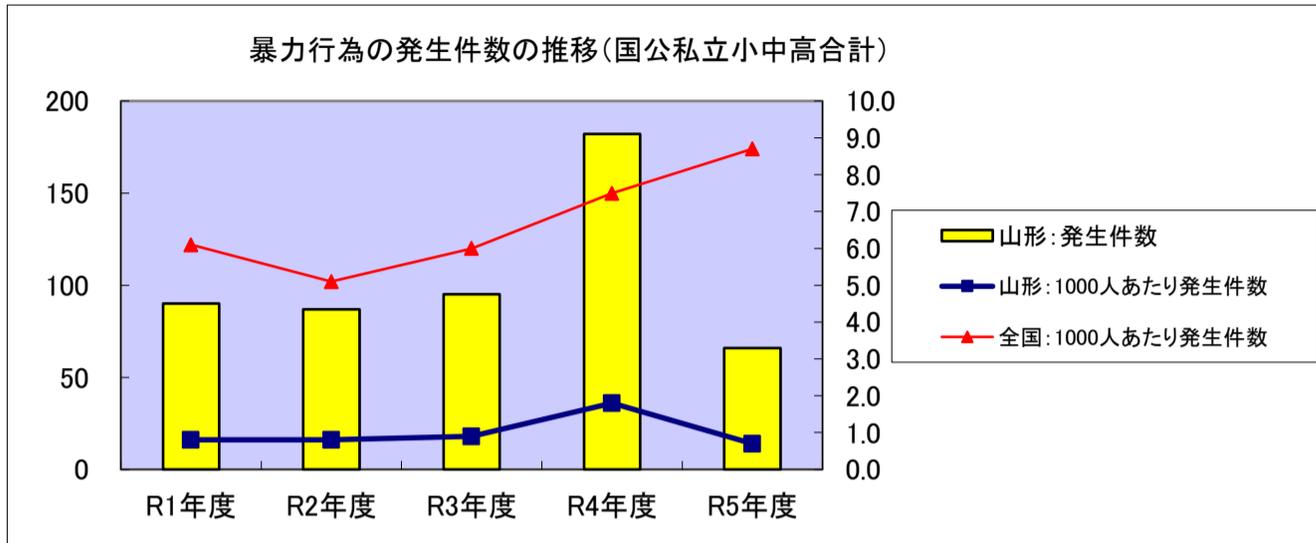
中途退学者数は、令和4年度に比べて54人増加し372人でした。

1 暴力行為について（国公立小中高合計）

(1) 暴力行為の発生件数の推移

（単位：件）

年度		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	増減
山形	発生件数	90	87	95	182	66	△ 116
	1,000人あたり	0.8	0.8	0.9	1.8	0.7	△ 1.1
全国	1,000人あたり	6.1	5.1	6.0	7.5	8.7	1.2



(2) 学校種別暴力行為の発生件数の推移

（単位：件）

年度		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	増減	
小学校	山形	合計	14	18	36	90	17	△ 73
		1,000人あたり	0.3	0.4	0.7	1.8	0.4	△ 1.4
	全国	合計	43,614	41,056	48,138	61,455	70,009	8,554
		1,000人あたり	6.8	6.5	7.7	9.9	11.5	1.6
中学校	山形	合計	12	29	33	49	13	△ 36
		1,000人あたり	0.4	1.1	1.2	1.8	0.5	△ 1.3
	全国	合計	28,518	21,293	24,450	29,699	33,617	3,918
		1,000人あたり	8.8	6.6	7.5	9.2	10.4	1.2
高等学校	山形	合計	64	40	26	43	36	△ 7
		1000人あたり	2.1	1.4	0.9	1.6	1.3	△ 0.3
	全国	合計	6,655	3,852	3,853	4,272	5,361	1,089
		1000人あたり	2.0	1.2	1.2	1.3	1.7	0.4

※調査対象：通信制高校を含む

【教育委員会コメント】

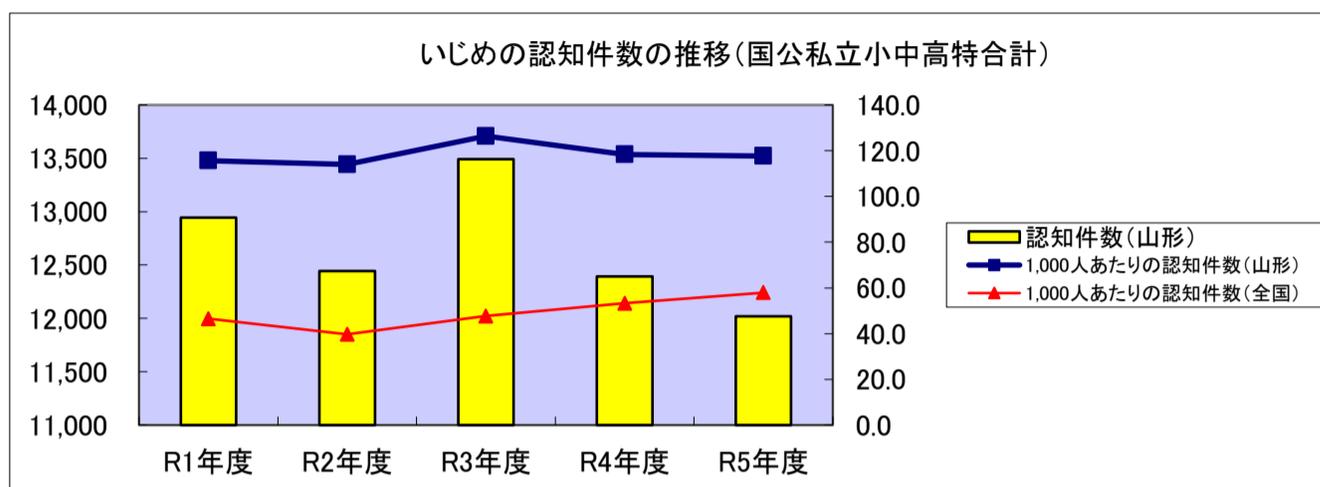
本県の学校種別の発生件数の推移をみると、全校種で減少しました。
 特に小中学校では、道徳や特別活動の授業においてロールプレイやソーシャルスキルトレーニングを取り入れることにより、自分の気持ちを言葉で相手に伝えたり、感情をコントロールする方法を学んだりする体験を積み重ねてきた効果が出たものと捉えております。
 また、トラブルや認知したいじめ等について、教職員と、心理の専門家であるスクールカウンセラー、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー等がチームで早期に対応することを徹底してきたことで、全校種において暴力行為に至らなかった事案が多かったとも考えています。
 今後も、教職員の連携を深めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の人材を活用し、児童生徒の心理・発達面、家庭環境面からのサポートを組織的に行うことで、暴力行為の未然防止につなげてまいります。

2 いじめについて（国公立小中高特）

(1) いじめの認知件数の推移

（単位：件）

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	増減
認知件数（山形）	12,943	12,445	13,492	12,393	12,021	△ 372
1,000人あたりの認知件数（山形）	115.7	114.0	126.4	118.4	117.7	△ 0.7
1,000人あたりの認知件数（全国）	46.5	39.7	47.7	53.3	57.9	4.6



(2) 学校種別いじめの認知件数の推移

（単位：件）

年度		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	増減
小学校	山形	9,975	10,363	11,075	10,009	9,432	△ 577
	全国	484,545	420,897	500,562	551,944	588,930	36,986
中学校	山形	2,439	1,773	2,078	2,096	2,244	148
	全国	106,524	80,877	97,937	111,404	122,703	11,299
高等学校	山形	456	263	274	226	283	57
	全国	18,352	13,126	14,157	15,568	17,611	2,043
特別支援学校	山形	73	46	65	62	62	0
	全国	3,075	2,263	2,695	3,032	3,324	292

※調査対象：通信制高校を含む

※ いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号））。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。また、起こった場所は学校の内外を問わない。

【教育委員会コメント】

いじめの認知件数の推移をみると、本県では372件の減少となりましたが、認知件数は高い状態で推移しています。

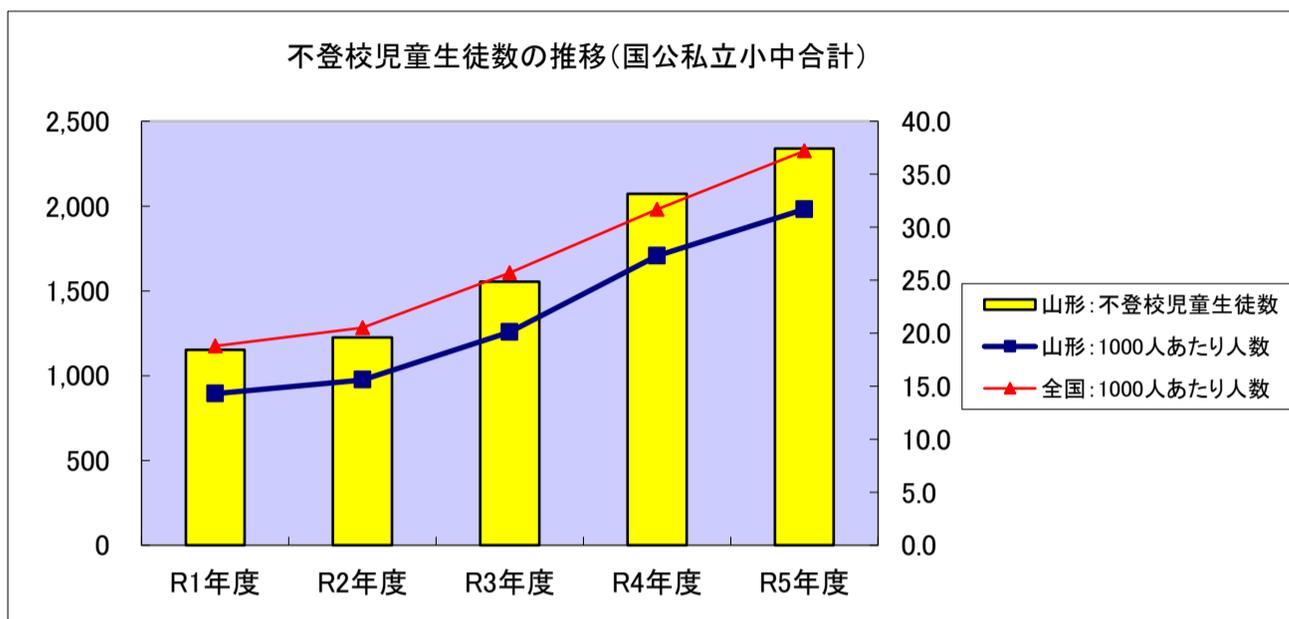
要因としては、本県独自の児童生徒・保護者を対象としたアンケートや、相談体制の充実、児童生徒の心のケア等の丁寧な対応に努め、児童生徒・保護者にとって、学校がいじめを訴えやすい環境になっていることがあげられます。また、県教育委員会作成の「いじめを許さない見逃さないためのリーフレット」を活用し、何がいじめにあたるのか、いじめに気づいたときにどのような行動をとればよいのかについて継続して学習したことで、いじめの定義に対する理解が進んだことも一要因と考えられます。校種別では、小学校で減少、中学校、高等学校で増加、特別支援学校で横ばいとなりました。中学校、高等学校では、コロナ禍後に行事や部活動等の活動が活発になり、周囲と関わる経験の不足がある中で生徒の関わりが増したことが増加の要因の一つと考えられます。

本県では、いじめの積極的認知に努め、見逃しを限りなくゼロにし、早期発見・早期対応・組織的対応で確実に解消することを推進しており、年度内解消率は全国と比べても高くなっています。さらに、道徳や学級活動等を通して、互いを尊重した安心・安全な学校づくりを推進することで、いじめの未然防止につなげてまいります。

3 小中学校の不登校について

(1) 不登校児童生徒数の推移（国公立小中合計） （単位：人）

年度		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	増減
山形	不登校児童生徒数	1,153	1,226	1,554	2,073	2,339	266
	1,000人あたり	14.3	15.6	20.1	27.3	31.7	4.4
全国	不登校児童生徒数	181,272	196,127	244,940	299,048	346,482	47,434
	1,000人あたり	18.8	20.5	25.7	31.7	37.2	5.5



(2) 小中学校種別の不登校児童生徒数の推移（国公立合計） （単位：人）

年度		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	増減	
小学校	山形	不登校児童数	278	344	428	685	785	100
		1,000人あたり	5.3	6.7	8.6	14.0	16.5	2.5
	全国	不登校児童数	53,350	63,350	81,498	105,112	130,370	25,258
		1,000人あたり	8.3	10.0	13.0	17.0	21.4	4.4
中学校	山形	不登校生徒数	875	882	1,126	1,388	1,554	166
		1,000人あたり	31.2	31.9	41.1	51.9	59.3	7.4
	全国	不登校生徒数	127,922	132,777	163,442	193,936	216,112	22,176
		1,000人あたり	39.4	40.9	50.0	59.8	67.1	7.3

※「不登校」の定義

30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にある者。（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く）

【教育委員会コメント】

小中学校の不登校児童生徒数は、令和4年度より増加し、全国と同様の傾向となっています。不登校増加の要因としては、学校以外の学びの場の多様化による保護者の学校に対する意識の変化や、コロナ禍の影響による児童生徒の登校意欲の低下に加え、コロナ禍を契機に体調不良時には学校が積極的に登校を促せなくなったことなどが増加の要因として考えられます。

本県では、児童生徒が安全に安心して生活できる環境と、分かりやすく楽しい授業を工夫する「居場所づくり」、特別活動等の主体的・協働的な活動を通して児童生徒自らが互いの関係性を深めていく「絆づくり」の取組みを進めることで、学業の不振や学校生活への不満、人間関係の悩みといった不登校の要因を未然に防止できるよう努めています。また、学校へのスクールカウンセラーや市町村教育委員会へのスクールソーシャルワーカーの配置を進め、相談体制を充実させることで、不登校の早期対応を図っています。

さらに、県教育委員会として、学校・教育委員会・フリースクール等の関係機関の連携を深めるとともに、その連携の好事例を共有していくことで、不登校の児童生徒や保護者の方に寄りそった支援ができる環境づくりに努めてまいります。

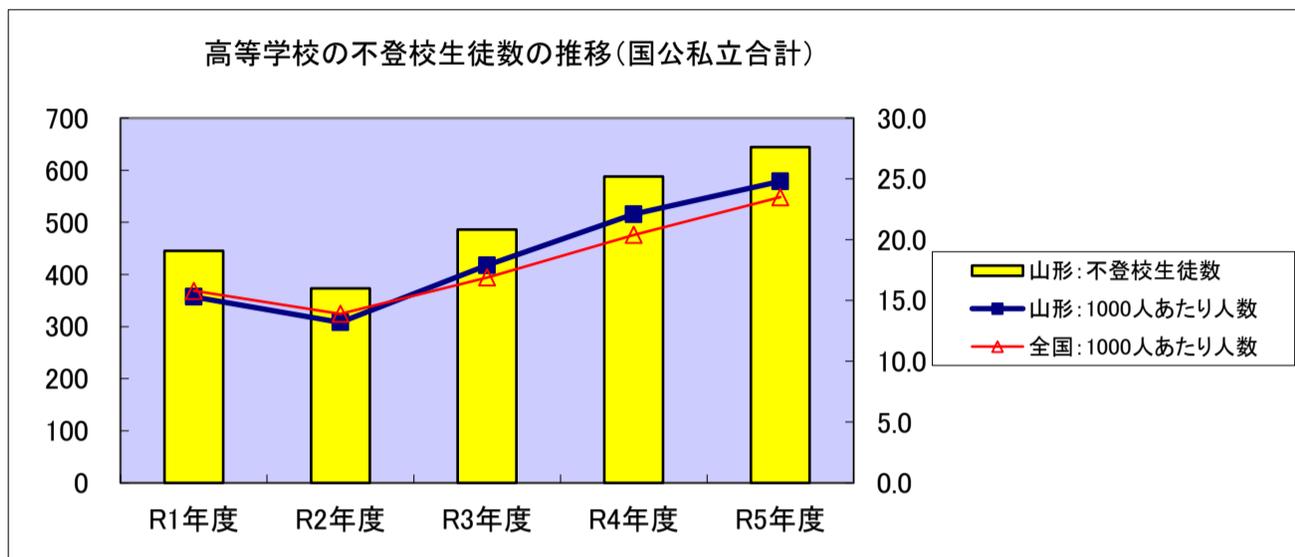
4 高等学校の不登校及び中途退学について

(1) 高等学校の不登校生徒数の推移（国公立合計）

（単位：人）

年度		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	増減
山形	不登校生徒数	445	373	486	588	644	56
	1,000人あたり	15.3	13.2	17.9	22.1	24.8	2.7
全国	不登校生徒数	50,100	43,051	50,985	60,575	68,770	8,195
	1,000人あたり	15.8	13.9	16.9	20.4	23.5	3.1

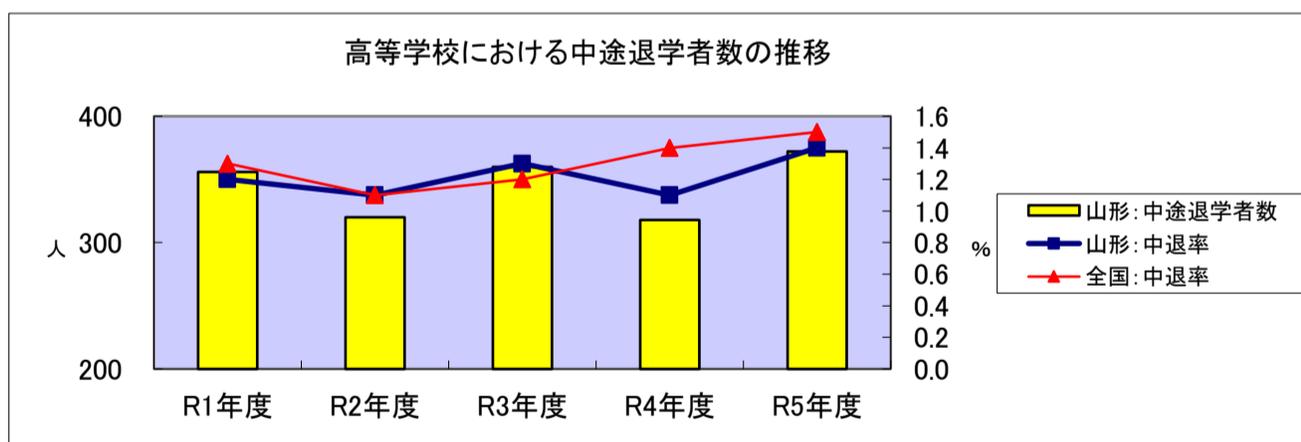
※調査対象：全日制、定時制高校（通信制高校は含まない）



(2) 高等学校における中途退学者数の推移

年度		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	増減
山形	中途退学者数（人）	356	320	360	318	372	54
	中退率（%）	1.2	1.1	1.3	1.1	1.4	0.3
全国	中途退学者数（人）	42,882	34,965	38,928	43,401	46,238	2,837
	中退率（%）	1.3	1.1	1.2	1.4	1.5	0.1

※調査対象：通信制高校を含む



【教育委員会コメント】

本県の高等学校における不登校生徒数・中途退学者数は、全国同様、令和4年度に比べて増加しました。

本県の不登校生徒数の増加の要因としては、全国同様に高校進学やクラス替え等に伴う不適應が背景として考えられます。また、中途退学者の増加の要因としては、学校生活や学業への不適應を背景とした進路変更が多くなっていると考えられます。

不登校や中途退学の未然防止に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの積極的な活用を含め、生徒に寄り添った対応に努めてまいります。

令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査参考資料

※ ()内の数字は令和4年度の調査結果

1 暴力行為について(山形県 国公立合計)

(単位:件)

形態別発生件数	対教師暴力	生徒間暴力	対人暴力	器物損壊	計
小学校	6(20)	7(51)	0(3)	4(16)	17(90)
中学校	4(6)	7(33)	0(5)	2(5)	13(49)
高等学校	0(1)	18(24)	5(1)	13(17)	36(43)
合計	10(27)	32(108)	5(9)	19(38)	66(182)

2 いじめについて

(1)いじめ発見のきっかけ

①発見のきっかけの全国との比較(国公立全校種合計)

全校種(国公立)		山形県		全国	
		件数	構成比	件数	構成比
学校の教職員等が発見	教職員等が発見	341	(400) 2.7% (3.2%)	89,441	(84,443) 12.3% (12.4%)
	アンケート調査等学校の取組により発見	9,762	(9,584) 78.4% (77.3%)	368,460	(350,632) 50.3% (51.4%)
学校の教職員以外からの情報により発見	本人からの訴え	1,155	(1,171) 9.6% (9.4%)	142,227	(131,086) 19.4% (19.2%)
	本人の保護者からの訴え	918	(1,004) 7.6% (8.1%)	93,579	(80,447) 12.8% (11.8%)
	その他	186	(234) 1.5% (1.9%)	38,861	(35,340) 5.4% (5.2%)

②いじめの現在の状況(国公立全校種合計)

	解消しているもの (日常的に観察継続中)		解消に向けて取組み中				その他	
	件数(件)	認知件数に対する割合	いじめを認知してから3か月以上経過しているものの件数	認知件数に対する割合	いじめを認知してから3か月以上経過していないものの件数	認知件数に対する割合	件数(件)	認知件数に対する割合
山形県	10,562 (10,699)	87.9%(86.3)	707(806)	5.9%(6.5%)	740(886)	6.2%(7.1)	12(2)	0.1%(0.0%)
全国	567,710 (525,773)	77.5%(77.1)	54,851(48,948)	7.5%(7.2%)	108,820(106,281)	14.9%(15.6)	1,187(946)	0.2%(0.1%)

(2)いじめ防止対策推進法に関して

①いじめ防止対策推進法第12条に規定する「地方いじめ防止基本方針」を策定した自治体の割合

	策定済	策定に向け検討中	策定するかどうかを検討中	策定しない
山形県(市町村)	100% (100%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
全国(市町村)	98.3% (98.3%)	1.1% (1.2%)	0.5% (0.4%)	0.1% (0.1%)

②いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定する「いじめ問題対策連絡協議会」を設置した自治体の割合

	条例による設置	条例による設置ではないが、法の趣旨を踏まえた会議体を設置	設置に向けて検討中	設置するかどうかを検討中	設置しない
山形県	100% (100%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
全国(都道府県)	59.6% (59.6%)	40.4% (40.4%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
山形県(市町村)	94.3% (94.3%)	5.7% (5.7%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
全国(市町村)	59.2% (57.8%)	27.8% (28.7%)	7.2% (7.8%)	3.8% (3.7%)	2.1% (2.0%)

③いじめ防止対策推進法に基づき、条例により「重大事態」の調査又は再調査を行うための機関を設置した自治体の割合

ア 教育委員会の附属機関

	設置済	設置に向け検討中	設置するかどうかを検討中	設置しない
山形県	100% (100%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
全国(都道府県)	83.0% (83.0%)	2.1% (2.1%)	0.0% (0.0%)	14.9% (14.9%)
山形県(市町村)	100.0% (97.1%)	0.0% (0.0%)	0.0% (2.9%)	0.0% (0.0%)
全国(市町村)	77.8% (76.7%)	11.6% (11.8%)	6.8% (7.6%)	3.8% (3.9%)

イ 地方公共団体の長の附属機関

	設置済	設置に向け検討中	設置するかどうかを検討中	設置しない
山形県	100% (100%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
全国(都道府県)	91.5% (91.5%)	2.1% (2.1%)	6.4% (6.4%)	0.0% (0.0%)
山形県(市町村)	100.0% (97.1%)	0.0% (0.0%)	0.0% (2.9%)	0.0% (0.0%)
全国(市町村)	68.2% (66.7%)	14.5% (15.2%)	11.0% (11.9%)	6.4% (6.2%)

3 理由別長期欠席者数(国公立小中高等学校)

※ ()内の数字は令和4年度の調査結果

項目		病気		経済的理由		不登校		その他		合計	
		人数	在籍比	人数	在籍比	人数	在籍比	人数	在籍比	人数	在籍比
小中合計	山形県	480 (355)	0.65% (0.47%)	0 (0)	0.0% (0.0%)	2,339 (2,073)	3.17% (2.73%)	96 (192)	0.13% (0.25%)	2,915 (2,744)	3.95% (3.62%)
	全国	105,838 (75,597)	1.14% (0.80%)	34 (36)	0.0% (0.0%)	346,482 (299,048)	3.72% (3.17%)	41,086 (62,307)	0.44% (0.66%)	493,440 (460,648)	5.29% (4.88%)
小学校	山形県	207 (119)	0.43% (0.24%)	0 (0)	0.0% (0.0%)	785 (685)	1.65% (1.40%)	71 (96)	0.15% (0.20%)	1,063 (964)	2.23% (1.97%)
	全国	57,905 (31,955)	0.90% (0.51%)	17 (16)	0.0% (0.0%)	130,370 (105,112)	2.02% (1.70%)	29,946 (43,438)	0.46% (0.70%)	218,238 (196,676)	3.38% (3.17%)
中学校	山形県	273 (236)	1.04% (0.88%)	0 (0)	0.0% (0.0%)	1,554 (1,388)	5.93% (5.19%)	25 (96)	0.10% (0.26%)	1,852 (1,780)	7.07% (6.65%)
	全国	47,933 (43,642)	1.46% (1.34%)	17 (20)	0.0% (0.0%)	216,112 (193,936)	6.59% (5.98%)	11,140 (18,869)	0.34% (0.58%)	275,202 (263,972)	8.39% (8.13%)
高等学校	山形県	176 (299)	0.68% (1.13%)	3 (0)	0.01% (0.0%)	644 (588)	2.48% (2.21%)	41 (187)	0.16% (0.70%)	864 (1,171)	3.33% (4.41%)
	全国	26,268 (30,976)	0.90% (1.04%)	385 (343)	0.01% (0.01%)	68,770 (60,575)	2.35% (2.04%)	9,391 (21,621)	0.32% (0.73%)	104,814 (122,771)	3.58% (4.14%)

4 中途退学理由(国公立)

分類	学業不振		学校生活・学業不適応		進路変更		病気・けが・死亡		経済的理由	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
山形県	13 (1)	3.5% (0.3%)	94 (135)	25.3% (42.5%)	219 (125)	58.9% (39.3%)	15 (19)	4.0% (6.0%)	1 (0)	0.3% (0.0%)
全国	3,124 (2,600)	6.8% (6.0%)	15,804 (14,253)	34.2% (32.8%)	19,087 (19,055)	41.3% (43.9%)	1,971 (2,107)	4.3% (4.9%)	567 (617)	1.2% (1.4%)
分類	家庭の事情		問題行動等		その他		合計			
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数			
山形県	7 (17)	1.9% (5.3%)	12 (11)	3.2% (3.5%)	11 (10)	3.0% (3.1%)	372 (318)			
全国	1,333 (1,424)	2.9% (3.3%)	1,527 (1,196)	3.3% (2.8%)	2,825 (2,149)	6.1% (5.0%)	46,238 (43,401)			

5 不登校生徒について把握した事実(国公立)

※全国の状況(県別のデータは非公表)

小・中学校における不登校の状況について

不登校生徒数	あいづつための被害の情報や相談が	あめいづつた問題被害を除くや友人相談が係を	の教職員の関係があつたる問題	提出が見られ頻繁な宿題の未	が学校のとき等に相談	よる編入学、進級の不適応に	や家庭生活の変化に関する情報	や親子の関わり方に関する情報	談生が活あつたムの不調に関する相	相あそび、非行に関する情報や	ない校等生活に對してあつたる気が出	不安・抑うつとの相談があつた	相談が別な(疑いの含む)支援の求めやす	相(む)個別の配慮(障害の疑い含む)	
															人数
小学校	130,370	2,350	14,951	5,735	19,124	2,622	4,288	12,130	22,116	31,937	2,992	42,014	29,549	11,454	11,096
		1.8%	11.5%	4.4%	14.7%	2.0%	3.3%	9.3%	17.0%	24.5%	2.3%	32.2%	22.7%	8.8%	8.5%
中学校	216,112	2,113	31,021	4,548	33,423	4,223	9,693	12,822	20,854	47,701	8,630	69,617	50,643	12,676	11,871
		1.0%	14.4%	2.1%	15.5%	2.0%	4.5%	5.9%	9.6%	22.1%	4.0%	32.2%	23.4%	5.9%	5.5%
合計	346,482	4,463	45,972	10,283	52,547	6,845	13,981	24,952	42,970	79,638	11,622	111,631	80,192	24,130	22,967
		1.3%	13.3%	3.0%	15.2%	2.0%	4.0%	7.2%	12.4%	23.0%	3.4%	32.2%	23.1%	7.0%	6.6%

高等学校における不登校の状況について

不登校生徒数	あいづつための被害の情報や相談が	あめいづつた問題被害を除くや友人相談が係を	の教職員の関係があつたる問題	提出が見られ頻繁な宿題の未	が学校のとき等に相談	よる編入学、進級の不適応に	や家庭生活の変化に関する情報	や親子の関わり方に関する情報	談生が活あつたムの不調に関する相	相あそび、非行に関する情報や	ない校等生活に對してあつたる気が出	不安・抑うつとの相談があつた	相談が別な(疑いの含む)支援の求めやす	相(む)個別の配慮(障害の疑い含む)	
															人数
全日制	54,329	541	6,512	957	8,774	1,199	3,519	2,755	3,799	14,399	2,369	17,311	9,278	1,289	1,734
		1.0%	12.0%	1.8%	16.1%	2.2%	6.5%	5.1%	7.0%	26.5%	4.4%	31.9%	17.1%	2.4%	3.2%
定時制	14,441	59	1,059	177	1,791	182	614	686	876	3,970	1,100	5,230	2,225	414	289
		0.4%	7.3%	1.2%	12.4%	1.3%	4.3%	4.8%	6.1%	27.5%	7.6%	36.2%	15.4%	2.9%	2.0%
合計	68,770	600	7,571	1,134	10,565	1,381	4,133	3,441	4,675	18,369	3,469	22,541	11,503	1,703	2,023
		0.9%	11.0%	1.6%	15.4%	2.0%	6.0%	5.0%	6.8%	26.7%	5.0%	32.8%	16.7%	2.5%	2.9%

令和5年度 いじめの防止等に係る取組状況の調査結果について

- ①～⑯の調査項目について、各学校「できている」「できていない（見直し・改善の必要性ありも含む）」で回答。
- 数値は、各調査項目に「できている」と回答した学校の割合。

1 いじめ防止等の基本体制

	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校	
	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5
① 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に示されている「いじめの定義」が全教職員に理解され、積極的にいじめを認知し、適切に対応するよう指導しているか。	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
② “学校におけるいじめ防止等の基本的方針”に基づき、計画的・実効的にいじめの防止等に取り組み、改善が図られているか。	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
③ 学校に設置した“いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織”により、いじめの防止等に向けて組織的に対応することができているか。	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
④ 学校評価の中で、いじめの状況や防止対策等についても評価を行い、保護者等にも積極的に情報を提供しているか。	96.1%	96.4%	95.8%	96.8%	86.8%	96.2%	100.0%	100.0%

2 未然防止

	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校	
	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5
⑤ 自他の生命の尊さや人間としての生き方を大切にする「いのちの教育」が、道徳教育等、全教育活動で実施されているか。	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
⑥ 互いが認め合える安心・安定した学級経営や子ども理解に基づくきめ細かな指導が行われているか。	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
⑦ 児童や生徒が主体となったいじめ撲滅に向けた取組をしているか。	93.0%	95.5%	95.8%	98.9%	88.7%	92.5%	77.8%	83.3%

3 早期発見・適切な取組

	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校	
	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5
⑧ チェックリストの活用等による子ども理解や、いじめ対応に係る教員の校内研修を実施しているか。	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	86.8%	92.5%	100.0%	100.0%
⑨ 子どもが相談しやすいような環境づくり（生活ノートの活用、定期的なアンケートの実施、相談窓口の設置等）をしているか。	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
⑩ いじめを含め、気になる子どもについて、担任一人で抱え込むことなく、組織で対応する体制ができているか。	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
⑪ いじめを含め、気になる子どもについては、主任等はもとより校長まで報告・相談する体制になっているか。	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
⑫ いじめが発生した場合、組織体制で事実確認等の調査から解消までしっかりと取り組み、保護者にも丁寧に説明しながら理解を求めめるためのプロセスを共有する工夫（記録・連絡等）を大切にしているか。	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

4 ネット上のいじめ対策

	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校	
	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5
⑬ パソコンやスマートフォン・携帯電話等のIT機器の活用にあたり、情報モラルに関する内容を指導計画に位置付けて実施しているか。	96.5%	100.0%	100.0%	100.0%	98.1%	98.1%	88.9%	88.9%
⑭ ペアレンタルコントロールやネットパトロール等の協力をお願いする等、学校と家庭が連携した取組がなされているか。	86.9%	87.0%	91.6%	94.7%	88.7%	88.7%	83.3%	88.9%

5 家庭・地域社会との連携

	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校	
	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5
⑮ “いじめ・非行をなくそう”山形県民運動に関わり、市町村及び学区内の関係団体と連携した取組がなされているか。	91.7%	92.4%	91.6%	93.7%	75.5%	81.1%	83.3%	83.3%
⑯ P T Aや保護者会等が中心になって、子どもをいじめから守る取組がなされているか。	60.3%	74.5%	71.6%	76.8%	52.8%	54.7%	38.9%	44.4%

市町村立小学校（山形県）

・①～⑯の調査項目について、各学校「できている」「できていない（見直し・改善の必要性ありも含む）」で回答。

1 いじめ防止等の基本体制

	令和4年結果 (学校数)		令和4年 できている と回答した 学校の割合	令和5年結果 (学校数)		令和5年 できている と回答した 学校の割合	割合増減 R5-R4 (ポイント)
	できている	できていない		できている	できていない		
① 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に示されている“いじめの定義”が全教職員に理解され、積極的にいじめを認知し、適切に対応するよう指導しているか。	229	0	100.0%	223	0	100.0%	0.0
② “学校におけるいじめ防止等の基本的方針”に基づき、計画的・実効的にいじめの防止等に取り組み、改善が図られているか。	229	0	100.0%	223	0	100.0%	0.0
③ 学校に設置した“いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織”により、いじめの防止等に向けて組織的に対応することができているか。	229	0	100.0%	223	0	100.0%	0.0
④ 学校評価の中で、いじめの状況や防止対策等についても評価を行い、保護者等にも積極的に情報を提供しているか。	220	9	96.1%	215	8	96.4%	0.3

2 未然防止

	令和4年結果 (学校数)		令和4年 できている と回答した 学校の割合	令和5年結果 (学校数)		令和5年 できている と回答した 学校の割合	割合増減 R5-R4 (ポイント)
	できている	できていない		できている	できていない		
⑤ 自他の生命の尊さや人間としての生き方を大切にする「いのちの教育」が、道徳教育等、全教育活動で実施されているか。	229	0	100.0%	223	0	100.0%	0.0
⑥ 互いが認め合える安心・安定した学級経営や子ども理解に基づくきめ細かな指導が行われているか。	229	0	100.0%	223	0	100.0%	0.0
⑦ 児童や生徒が主体となったいじめ撲滅に向けた取組をしているか。	213	16	93.0%	213	10	95.5%	2.5

3 早期発見・適切な取組

	令和4年結果 (学校数)		令和4年 できている と回答した 学校の割合	令和5年結果 (学校数)		令和5年 できている と回答した 学校の割合	割合増減 R5-R4 (ポイント)
	できている	できていない		できている	できていない		
⑧ チェックリストの活用等による子ども理解や、いじめ対応に係る教員の校内研修を実施しているか。	229	0	100.0%	223	0	100.0%	0.0
⑨ 子どもが相談しやすいような環境づくり（生活ノートの活用、定期的なアンケートの実施、相談窓口の設置等）をしているか。	229	0	100.0%	223	0	100.0%	0.0
⑩ いじめを含め、気になる子どもについて、担任一人で抱え込むことなく、組織で対応する体制ができているか。	229	0	100.0%	223	0	100.0%	0.0
⑪ いじめを含め、気になる子どもについては、主任等のもとより校長まで報告・相談する体制になっているか。	229	0	100.0%	223	0	100.0%	0.0
⑫ いじめが発生した場合、組織体制で事実確認等の調査から解消までしっかりと取り組み、保護者にも丁寧に説明しながら理解を求めるためのプロセスを共有する工夫（記録・連絡等）を大切にしているか。	229	0	100.0%	223	0	100.0%	0.0

4 ネット上のいじめ対策

	令和4年結果 (学校数)		令和4年 できている と回答した 学校の割合	令和5年結果 (学校数)		令和5年 できている と回答した 学校の割合	割合増減 R5-R4 (ポイント)
	できている	できていない		できている	できていない		
⑬ パソコンやスマートフォン・携帯電話等のIT機器の活用にあたり、情報モラルに関する内容を指導計画に位置付けて実施しているか。	221	8	96.5%	223	0	100.0%	3.5
⑭ ペアレンタルコントロールやネットパトロール等の協力をお願いする等、学校と家庭が連携した取組がなされているか。	199	30	86.9%	194	29	87.0%	0.1

5 家庭・地域社会との連携

	令和4年結果 (学校数)		令和4年 できている と回答した 学校の割合	令和5年結果 (学校数)		令和5年 できている と回答した 学校の割合	割合増減 R5-R4 (ポイント)
	できている	できていない		できている	できていない		
⑮ “いじめ・非行をなくそう”山形県民運動に関わり、市町村及び学区内の関係団体と連携した取組がなされているか。	210	19	91.7%	206	17	92.4%	0.7
⑯ PTAや保護者会等が中心になって、子どもをいじめから守る取組がなされているか。	138	91	60.3%	164	56	74.5%	14.3

市町村・県立中学校（山形県）

・①～⑯の調査項目について、各学校「できている」「できていない（見直し・改善の必要性ありも含む）」で回答。

1 いじめ防止等の基本体制

	令和4年結果 (学校数)		令和4年 できている と回答した 学校の割合	令和5年結果 (学校数)		令和5年 できている と回答した 学校の割合	割合増減 R5-R4 (ポイント)
	できている	できていない		できている	できていない		
① 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に示されている“いじめの定義”が全教職員に理解され、積極的にいじめを認知し、適切に対応するよう指導しているか。	95	0	100.0%	95	0	100.0%	0.0
② “学校におけるいじめ防止等の基本的方針”に基づき、計画的・実効的にいじめの防止等に取り組み、改善が図られているか。	95	0	100.0%	95	0	100.0%	0.0
③ 学校に設置した“いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織”により、いじめの防止等に向けて組織的に対応することができているか。	95	0	100.0%	95	0	100.0%	0.0
④ 学校評価の中で、いじめの状況や防止対策等についても評価を行い、保護者等にも積極的に情報を提供しているか。	91	4	95.8%	92	3	96.8%	1.1

2 未然防止

	令和4年結果 (学校数)		令和4年 できている と回答した 学校の割合	令和5年結果 (学校数)		令和5年 できている と回答した 学校の割合	割合増減 R5-R4 (ポイント)
	できている	できていない		できている	できていない		
⑤ 自他の生命の尊さや人間としての生き方を大切にする「いのちの教育」が、道徳教育等、全教育活動で実施されているか。	95	0	100.0%	95	0	100.0%	0.0
⑥ 互いが認め合える安心・安定した学級経営や子ども理解に基づくきめ細かな指導が行われているか。	95	0	100.0%	95	0	100.0%	0.0
⑦ 児童や生徒が主体となったいじめ撲滅に向けた取組をしているか。	91	4	95.8%	94	1	98.9%	3.2

3 早期発見・適切な取組

	令和4年結果 (学校数)		令和4年 できている と回答した 学校の割合	令和5年結果 (学校数)		令和5年 できている と回答した 学校の割合	割合増減 R5-R4 (ポイント)
	できている	できていない		できている	できていない		
⑧ チェックリストの活用等による子ども理解や、いじめ対応に係る教員の校内研修を実施しているか。	95	0	100.0%	95	0	100.0%	0.0
⑨ 子どもが相談しやすいような環境づくり（生活ノートの活用、定期的なアンケートの実施、相談窓口の設置等）をしているか。	95	0	100.0%	95	0	100.0%	0.0
⑩ いじめを含め、気になる子どもについて、担任一人で抱え込むことなく、組織で対応する体制ができているか。	95	0	100.0%	95	0	100.0%	0.0
⑪ いじめを含め、気になる子どもについては、主任等はもとより校長まで報告・相談する体制になっているか。	95	0	100.0%	95	0	100.0%	0.0
⑫ いじめが発生した場合、組織体制で事実確認等の調査から解消までしっかりと取り組み、保護者にも丁寧に説明しながら理解を求めるためのプロセスを共有する工夫（記録・連絡等）を大切にしているか。	95	0	100.0%	95	0	100.0%	0.0

4 ネット上のいじめ対策

	令和4年結果 (学校数)		令和4年 できている と回答した 学校の割合	令和5年結果 (学校数)		令和5年 できている と回答した 学校の割合	割合増減 R5-R4 (ポイント)
	できている	できていない		できている	できていない		
⑬ パソコンやスマートフォン・携帯電話等のIT機器の活用にあたり、情報モラルに関する内容を指導計画に位置付けて実施しているか。	95	0	100.0%	95	0	100.0%	0.0
⑭ ペアレンタルコントロールやネットパトロール等の協力をお願いする等、学校と家庭が連携した取組がなされているか。	87	8	91.6%	90	5	94.7%	3.2

5 家庭・地域社会との連携

	令和4年結果 (学校数)		令和4年 できている と回答した 学校の割合	令和5年結果 (学校数)		令和5年 できている と回答した 学校の割合	割合増減 R5-R4 (ポイント)
	できている	できていない		できている	できていない		
⑮ “いじめ・非行をなくそう”山形県民運動に関わり、市町村及び学区内の関係団体と連携した取組がなされているか。	87	8	91.6%	89	6	93.7%	2.1
⑯ P T Aや保護者会等が中心になって、子どもをいじめから守る取組がなされているか。	68	27	71.6%	73	22	76.8%	5.3

市・県立高等学校（山形県） ※通信制・定時制含む

・①～⑯の調査項目について、各学校「できている」「できていない（見直し・改善の必要性ありも含む）」で回答。

1 いじめ防止等の基本体制

	令和4年結果 (学校数)		令和4年 できている と回答した 学校の割合	令和5年結果 (学校数)		令和5年 できている と回答した 学校の割合	割合増減 R5-R4 (ポイント)
	できている	できていない		できている	できていない		
① 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に示されている“いじめの定義”が全教職員に理解され、積極的にいじめを認知し、適切に対応するよう指導しているか。	53	0	100.0%	53	0	100.0%	0.0
② “学校におけるいじめ防止等の基本的方針”に基づき、計画的・実効的にいじめの防止等に取り組み、改善が図られているか。	53	0	100.0%	53	0	100.0%	0.0
③ 学校に設置した“いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織”により、いじめの防止等に向けて組織的に対応することができているか。	53	0	100.0%	53	0	100.0%	0.0
④ 学校評価の中で、いじめの状況や防止対策等についても評価を行い、保護者等にも積極的に情報を提供しているか。	46	7	86.8%	51	2	96.2%	9.4

2 未然防止

	令和4年結果 (学校数)		令和4年 できている と回答した 学校の割合	令和5年結果 (学校数)		令和5年 できている と回答した 学校の割合	割合増減 R5-R4 (ポイント)
	できている	できていない		できている	できていない		
⑤ 自他の生命の尊さや人間としての生き方を大切にする「いのちの教育」が、道徳教育等、全教育活動で実施されているか。	53	0	100.0%	53	0	100.0%	0.0
⑥ 互いが認め合える安心・安定した学級経営や子ども理解に基づくきめ細かな指導が行われているか。	53	0	100.0%	53	0	100.0%	0.0
⑦ 児童や生徒が主体となったいじめ撲滅に向けた取組をしているか。	47	6	88.7%	49	4	92.5%	3.8

3 早期発見・適切な取組

	令和4年結果 (学校数)		令和4年 できている と回答した 学校の割合	令和5年結果 (学校数)		令和5年 できている と回答した 学校の割合	割合増減 R5-R4 (ポイント)
	できている	できていない		できている	できていない		
⑧ チェックリストの活用等による子ども理解や、いじめ対応に係る教員の校内研修を実施しているか。	46	7	86.8%	49	4	92.5%	5.7
⑨ 子どもが相談しやすいような環境づくり（生活ノートの活用、定期的なアンケートの実施、相談窓口の設置等）をしているか。	53	0	100.0%	53	0	100.0%	0.0
⑩ いじめを含め、気になる子どもについて、担任一人で抱え込むことなく、組織で対応する体制ができているか。	53	0	100.0%	53	0	100.0%	0.0
⑪ いじめを含め、気になる子どもについては、主任等のもとより校長まで報告・相談する体制になっているか。	53	0	100.0%	53	0	100.0%	0.0
⑫ いじめが発生した場合、組織体制で事実確認等の調査から解消までしっかりと取り組み、保護者にも丁寧に説明しながら理解を求めるためのプロセスを共有する工夫（記録・連絡等）を大切にしているか。	53	0	100.0%	53	0	100.0%	0.0

4 ネット上のいじめ対策

	令和4年結果 (学校数)		令和4年 できている と回答した 学校の割合	令和5年結果 (学校数)		令和5年 できている と回答した 学校の割合	割合増減 R5-R4 (ポイント)
	できている	できていない		できている	できていない		
⑬ パソコンやスマートフォン・携帯電話等のIT機器の活用にあたり、情報モラルに関する内容を指導計画に位置付けて実施しているか。	52	1	98.1%	52	0	100.0%	1.9
⑭ ペアレンタルコントロールやネットパトロール等の協力をお願いする等、学校と家庭が連携した取組がなされているか。	47	6	88.7%	47	3	94.0%	5.3

5 家庭・地域社会との連携

	令和4年結果 (学校数)		令和4年 できている と回答した 学校の割合	令和5年結果 (学校数)		令和5年 できている と回答した 学校の割合	割合増減 R5-R4 (ポイント)
	できている	できていない		できている	できていない		
⑮ “いじめ・非行をなくそう”山形県民運動に関わり、市町村及び学区内の関係団体と連携した取組がなされているか。	40	13	75.5%	43	10	81.1%	5.7
⑯ PTAや保護者会等が中心になって、子どもをいじめから守る取組がなされているか。	28	25	52.8%	29	24	54.7%	1.9

県立特別支援学校（山形県）

・①～⑯の調査項目について、各学校「できている」「できていない（見直し・改善の必要性ありも含む）」で回答。

1 いじめ防止等の基本体制

	令和4年結果 (学校数)		令和4年 できている と回答した 学校の割合	令和5年結果 (学校数)		令和5年 できている と回答した 学校の割合	割合増減 R5-R4 (ポイント)
	できている	できていない		できている	できていない		
① 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に示されている“いじめの定義”が全教職員に理解され、積極的にいじめを認知し、適切に対応するよう指導しているか。	18	0	100.0%	18	0	100.0%	0.0
② “学校におけるいじめ防止等の基本的方針”に基づき、計画的・実効的にいじめの防止等に取り組み、改善が図られているか。	18	0	100.0%	18	0	100.0%	0.0
③ 学校に設置した“いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織”により、いじめの防止等に向けて組織的に対応することができているか。	18	0	100.0%	18	0	100.0%	0.0
④ 学校評価の中で、いじめの状況や防止対策等についても評価を行い、保護者等にも積極的に情報を提供しているか。	18	0	100.0%	18	0	100.0%	0.0

2 未然防止

	令和4年結果 (学校数)		令和4年 できている と回答した 学校の割合	令和5年結果 (学校数)		令和5年 できている と回答した 学校の割合	割合増減 R5-R4 (ポイント)
	できている	できていない		できている	できていない		
⑤ 自他の生命の尊さや人間としての生き方を大切にする「いのちの教育」が、道徳教育等、全教育活動で実施されているか。	18	0	100.0%	18	0	100.0%	0.0
⑥ 互いが認め合える安心・安定した学級経営や子ども理解に基づくきめ細かな指導が行われているか。	18	0	100.0%	18	0	100.0%	0.0
⑦ 児童や生徒が主体となったいじめ撲滅に向けた取組をしているか。	14	4	77.8%	15	3	83.3%	5.6

3 早期発見・適切な取組

	令和4年結果 (学校数)		令和4年 できている と回答した 学校の割合	令和5年結果 (学校数)		令和5年 できている と回答した 学校の割合	割合増減 R5-R4 (ポイント)
	できている	できていない		できている	できていない		
⑧ チェックリストの活用等による子ども理解や、いじめ対応に係る教員の校内研修を実施しているか。	18	0	100.0%	18	0	100.0%	0.0
⑨ 子どもが相談しやすいような環境づくり（生活ノートの活用、定期的なアンケートの実施、相談窓口の設置等）をしているか。	18	0	100.0%	18	0	100.0%	0.0
⑩ いじめを含め、気になる子どもについて、担任一人で抱え込むことなく、組織で対応する体制ができているか。	18	0	100.0%	18	0	100.0%	0.0
⑪ いじめを含め、気になる子どもについては、主任等のもとより校長まで報告・相談する体制になっているか。	18	0	100.0%	18	0	100.0%	0.0
⑫ いじめが発生した場合、組織体制で事実確認等の調査から解消までしっかりと取り組み、保護者にも丁寧に説明しながら理解を求めるためのプロセスを共有する工夫（記録・連絡等）を大切にしているか。	18	0	100.0%	18	0	100.0%	0.0

4 ネット上のいじめ対策

	令和4年結果 (学校数)		令和4年 できている と回答した 学校の割合	令和5年結果 (学校数)		令和5年 できている と回答した 学校の割合	割合増減 R5-R4 (ポイント)
	できている	できていない		できている	できていない		
⑬ パソコンやスマートフォン・携帯電話等のIT機器の活用にあたり、情報モラルに関する内容を指導計画に位置付けて実施しているか。	16	2	88.9%	16	2	88.9%	0.0
⑭ ペアレンタルコントロールやネットパトロール等の協力をお願いする等、学校と家庭が連携した取組がなされているか。	15	3	83.3%	16	2	88.9%	5.6

5 家庭・地域社会との連携

	令和4年結果 (学校数)		令和4年 できている と回答した 学校の割合	令和5年結果 (学校数)		令和5年 できている と回答した 学校の割合	割合増減 R5-R4 (ポイント)
	できている	できていない		できている	できていない		
⑮ “いじめ・非行をなくそう”山形県民運動に関わり、市町村及び学区内の関係団体と連携した取組がなされているか。	15	3	83.3%	15	3	83.3%	0.0
⑯ P T Aや保護者会等が中心になって、子どもをいじめから守る取組がなされているか。	7	11	38.9%	8	10	44.4%	5.6

令和6年度第1期いじめに関する定期調査の結果について

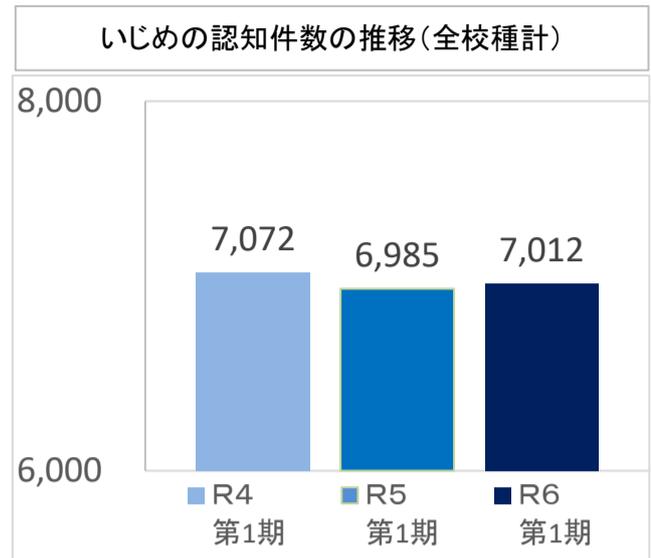
1 調査期間

令和4年度 : 令和4年4月1日～令和4年7月31日
 令和5年度 : 令和5年4月1日～令和5年7月31日
 令和6年度 : 令和6年4月1日～令和6年7月31日

2 令和6年4月1日～令和6年7月31日間に認知したいじめの状況

(1) 学校種別いじめの認知件数

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
R4第1期	5,846 件	1,085 件	108 件	33 件	7,072 件
R5第1期	5,699 件	1,167 件	91 件	28 件	6,985 件
R6第1期	5,689 件	1,206 件	82 件	35 件	7,012 件
R6-R5増減	-10 件	39 件	-9 件	7 件	27 件
R6-R5増減率	-0.2 %	3.3 %	-9.9 %	25.0 %	0.4 %



(2) いじめの発見のきっかけ(全校種合計)

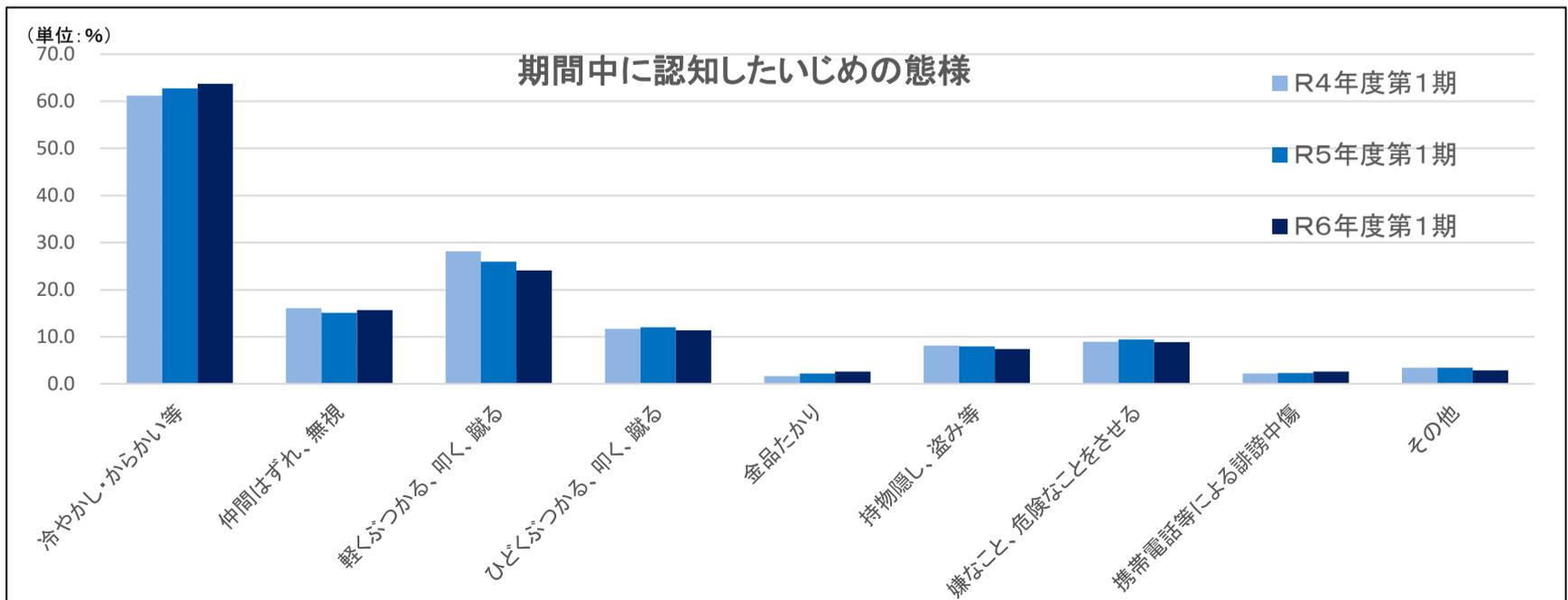
	R4年度第1期		R5年度第1期		R6年度第1期	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
教職員等が発見	210 件	3.0 %	168 件	2.4 %	167 件	2.4 %
アンケート調査等学校の取組により発見	5,575 件	78.8 %	5,653 件	80.9 %	5,702 件	81.3 %
本人からの訴え	627 件	8.9 %	587 件	8.4 %	605 件	8.6 %
本人の保護者からの訴え	553 件	7.8 %	500 件	7.2 %	418 件	6.0 %
その他	107 件	1.5 %	77 件	1.1 %	120 件	1.7 %

(3) 期間中に認知した、いじめの態様(全校種合計)

	R4年度第1期		R5年度第1期		R6年度第1期	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
①冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	4,332 件	61.3 %	4,381 件	62.7 %	4,466 件	63.7 %
②仲間はずれ、集団による無視をされる。	1,136 件	16.1 %	1,054 件	15.1 %	1,098 件	15.7 %
③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	1,993 件	28.2 %	1,812 件	25.9 %	1,689 件	24.1 %
④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	829 件	11.7 %	839 件	12.0 %	800 件	11.4 %
⑤金品をたかられる。	119 件	1.7 %	155 件	2.2 %	181 件	2.6 %
⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	575 件	8.1 %	558 件	8.0 %	519 件	7.4 %
⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	635 件	9.0 %	656 件	9.4 %	623 件	8.9 %
⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	157 件	2.2 %	158 件	2.3 %	184 件	2.6 %
⑨その他	242 件	3.4 %	242 件	3.5 %	201 件	2.9 %

複数回答可

※構成比＝態様／認知件数×100



県全体のいじめ認知件数は、昨年度の同期より27件の増加とほぼ横ばいの状況である。なお、小学校と高等学校では減少、中学校と特別支援学校では増加となった。

いじめ発見のきっかけとしては、「アンケート調査等学校の取組」によるいじめ認知の割合が最も高くなっている。本県では、年2回以上の全児童生徒・保護者を対象とした統一項目による本県独自のいじめ発見アンケート及びその結果をもとにした児童生徒との面談を継続して実施するとともに、学校では早期発見・早期対応の取組みを徹底してきたことにより、児童生徒・保護者にとって、安心してアンケートに答えたり、教員と相談したりしやすい環境が構築されていると捉えている。

いじめの態様としては、例年同様「冷やかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」といった、言葉によるいじめの認知件数が最も多い。また、「軽く、またはひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」といった、身体接触を伴ういじめは減少傾向にある。

3 同集団における認知件数の経年推移(小中)

単位:件

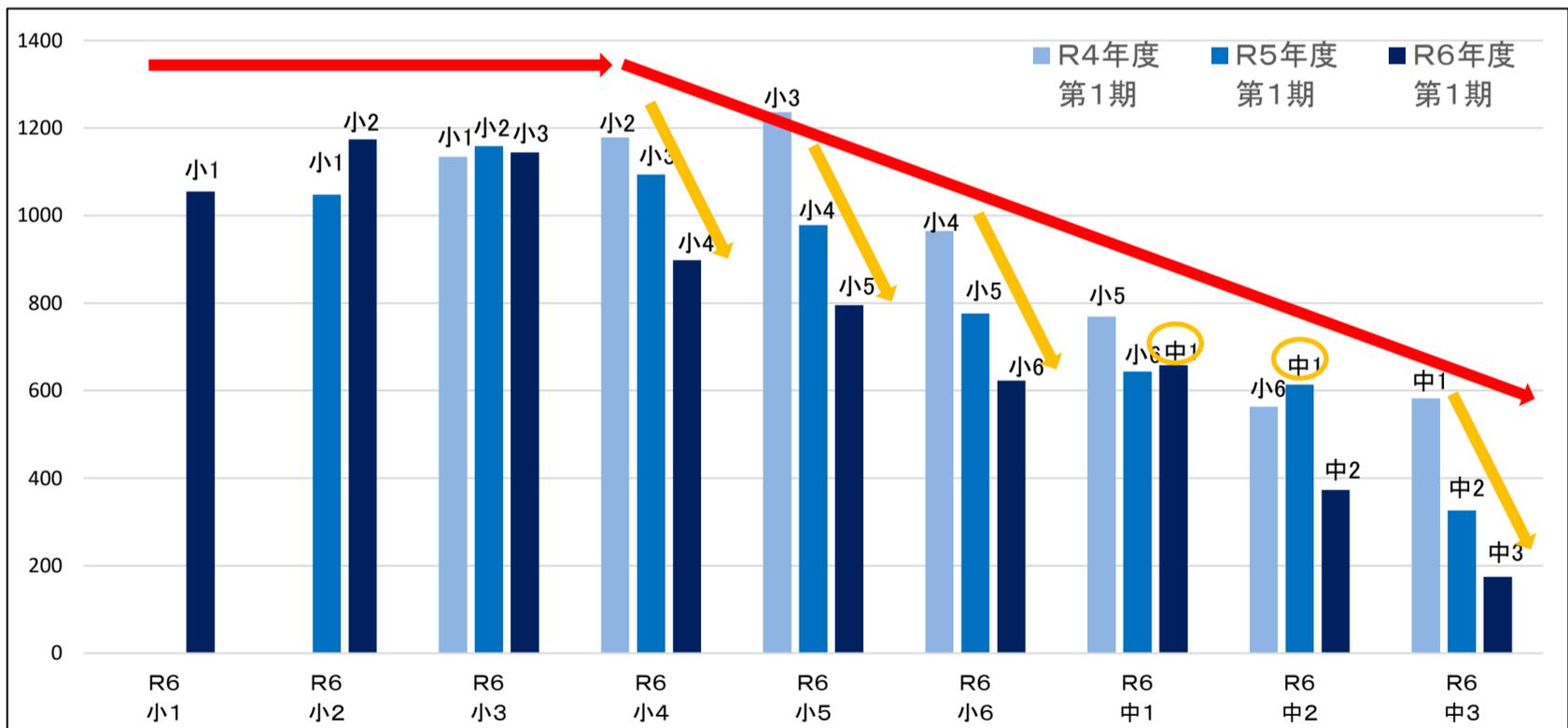
R4年度 第1期	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1
	1,134	1,179	1,236	965	769	563	582

R5年度 第1期	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2
	1,048	1,159	1,094	978	776	644	614	326

R6年度 第1期	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
	1,055	1,174	1,144	898	795	623	658	373	175
R6-R5 増減	-	126	△ 15	△ 196	△ 183	△ 153	14	△ 241	△ 151

<表とグラフの見方>

例えば、令和4年度小学1年生の集団について、令和5年度小学2年時、令和6年度小学3年時における認知件数をもとに、経年変化を表したもの。



これまで同様、小学校低学年において認知件数が多く、その後、学年が上がるにつれて減少していく傾向にある。小学校低学年では意図せずに、相手を傷つけてしまう発言をしたり、相手にぶつかったりすることから、認知件数が多くなると考えている。

また、発達に応じて規範意識が高まることに加え、学校、学級の居場所づくり、児童生徒同士の絆づくりの取組等による未然防止の指導等の積み重ねを要因として、相互理解に基づく人間関係が深まり、同一集団内の軋轢が減少していくためと捉えている。ただし、中学1年の第1期については、中学校入学による環境の変化と人間関係の多様化により、他の学年の減少幅ほどの変化がなく、同集団の経年推移として見たときには、高めの数値になる傾向がある。

小学校調査結果

1 学校数

R 4 年度： (229) R 5 年度： (223) R 6 年度： (221)

2 令和6年4月1日～令和6年7月31日間に認知したいじめの状況

(1) いじめの件数及び学年別内訳

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
R 4 第1期	1,134 件	1,179 件	1,236 件	965 件	769 件	563 件	5,846 件
R 5 第1期	1,048 件	1,159 件	1,094 件	978 件	776 件	644 件	5,699 件
R 6 第1期	1,055 件	1,174 件	1,144 件	898 件	795 件	623 件	5,689 件
R6-R5 増減	7 件	15 件	50 件	△ 80 件	19 件	△ 21 件	△ 10 件

(2) いじめの発見のきっかけ

	R 4 年度第 1 期		R 5 年度第 1 期		R 6 年度第 1 期	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
教職員等が発見	137 件	2.4 %	114 件	2.0 %	110 件	1.9 %
アンケート調査等学校の取組により発見	4,699 件	82.5 %	4,754 件	83.4 %	4,808 件	84.5 %
本人からの訴え	466 件	8.2 %	393 件	6.9 %	399 件	7.0 %
本人の保護者からの訴え	479 件	8.4 %	391 件	6.9 %	297 件	5.2 %
その他	65 件	1.1 %	47 件	0.8 %	75 件	1.3 %

(3) 期間中に認知した、いじめの態様(複数回答)

	R 4 年度第 1 期		R 5 年度第 1 期		R 6 年度第 1 期	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
① 冷やかしやかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	3,612 件	61.8 %	3,603 件	63.2 %	3,639 件	64.0 %
② 仲間はずれ、集団による無視をされる。	984 件	16.8 %	906 件	15.9 %	924 件	16.2 %
③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	1,744 件	29.8 %	1,621 件	28.4 %	1,473 件	25.9 %
④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	744 件	12.7 %	781 件	13.7 %	719 件	12.6 %
⑤ 金品をたかられる。	100 件	1.7 %	138 件	2.4 %	152 件	2.7 %
⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	475 件	8.1 %	443 件	7.8 %	422 件	7.4 %
⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	555 件	9.5 %	585 件	10.3 %	540 件	9.5 %
⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	68 件	1.2 %	50 件	0.9 %	64 件	1.1 %
⑨ その他	212 件	3.6 %	209 件	3.7 %	164 件	2.9 %

※構成比＝態様／認知件数×100

中学校調査結果

1 学校数

R 4 年度： (95) R 5 年度： (95) R 6 年度： (96)

2 令和6年4月1日～令和6年7月31日間に認知したいじめの状況

(1) いじめの件数及び学年別内訳

	1 年生	2 年生	3 年生	合計
R 4 第1期	582 件	322 件	181 件	1,085 件
R 5 第1期	614 件	326 件	227 件	1,167 件
R 6 第1期	658 件	373 件	175 件	1,206 件
R6-R5 増減	44 件	47 件	△ 52 件	39 件

(2) いじめの発見のきっかけ

	R 4 年度第 1 期		R 5 年度第 1 期		R 6 年度第 1 期	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
教職員等が発見	52 件	4.8 %	45 件	3.9 %	52 件	4.3 %
アンケート調査等学校の取組により発見	797 件	73.5 %	826 件	70.8 %	813 件	67.4 %
本人からの訴え	133 件	12.3 %	167 件	14.3 %	184 件	15.3 %
本人の保護者からの訴え	67 件	6.2 %	102 件	8.7 %	117 件	9.7 %
その他	36 件	3.3 %	27 件	2.3 %	40 件	3.3 %

(3) 期間中に認知した、いじめの態様(複数回答)

	R 4 年度第 1 期		R 5 年度第 1 期		R 6 年度第 1 期	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
① 冷やかしやかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	634 件	58.4 %	709 件	60.8 %	756 件	62.7 %
② 仲間はずれ、集団による無視をされる。	129 件	11.9 %	117 件	10.0 %	157 件	13.0 %
③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	229 件	21.1 %	176 件	15.1 %	206 件	17.1 %
④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	75 件	6.9 %	58 件	5.0 %	74 件	6.1 %
⑤ 金品をたかられる。	15 件	1.4 %	16 件	1.4 %	25 件	2.1 %
⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	94 件	8.7 %	111 件	9.5 %	94 件	7.8 %
⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	70 件	6.5 %	66 件	5.7 %	79 件	6.6 %
⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	75 件	6.9 %	99 件	8.5 %	111 件	9.2 %
⑨ その他	25 件	2.3 %	28 件	2.4 %	21 件	1.7 %

※構成比＝態様／認知件数×100

高等学校調査結果

1 学校数

R 4 年度： (53) R 5 年度： (53) R 6 年度： (52)

2 令和6年4月1日～令和6年7月31日間に認知したいじめの状況

(1) いじめの件数及び学年別内訳

	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	合計
R 4 第1期	51 件	30 件	24 件	3 件	108 件
R 5 第1期	30 件	39 件	22 件	0 件	91 件
R 6 第1期	33 件	32 件	17 件	0 件	82 件
R6-R5 増減	3 件	△ 7 件	△ 5 件	0 件	△ 9 件

(2) いじめの発見のきっかけ

	R 4 年度第 1 期		R 5 年度第 1 期		R 6 年度第 1 期	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
教職員等が発見	13 件	12.0 %	6 件	6.6 %	4 件	4.9 %
アンケート調査等学校の取組により発見	66 件	61.1 %	53 件	58.2 %	50 件	61.0 %
本人からの訴え	20 件	18.5 %	24 件	26.4 %	20 件	24.4 %
本人の保護者からの訴え	7 件	6.5 %	6 件	6.6 %	3 件	3.7 %
その他	2 件	1.9 %	2 件	2.2 %	5 件	6.1 %

(3) 期間中に認知した、いじめの態様(複数回答)

	R 4 年度第 1 期		R 5 年度第 1 期		R 6 年度第 1 期	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	69 件	63.9 %	54 件	59.3 %	55 件	67.1 %
② 仲間はずれ、集団による無視をされる。	23 件	21.3 %	27 件	29.7 %	15 件	18.3 %
③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	10 件	9.3 %	8 件	8.8 %	6 件	7.3 %
④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	7 件	6.5 %	0 件	0.0 %	2 件	2.4 %
⑤ 金品をたかられる。	4 件	3.7 %	1 件	1.1 %	4 件	4.9 %
⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	4 件	3.7 %	3 件	3.3 %	2 件	2.4 %
⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	6 件	5.6 %	3 件	3.3 %	2 件	2.4 %
⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	14 件	13.0 %	8 件	8.8 %	7 件	8.5 %
⑨ その他	4 件	3.7 %	3 件	3.3 %	9 件	11.0 %

※構成比＝態様／認知件数 * 100

特別支援学校調査結果

1 学校数

R4年度： (18) R5年度： (18) R6年度： (18)

2 令和6年4月1日～令和6年7月31日間に認知したいじめの状況

(1)いじめの件数及び学部別内訳

	小学部	中学部	高等部	合計
R4第1期	3件	7件	23件	33件
R5第1期	4件	7件	17件	28件
R6第1期	6件	6件	23件	35件
R6-R5増減	2件	△1件	6件	7件

(2)いじめの発見のきっかけ

	R4年度第1期		R5年度第1期		R6年度第1期	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
教職員等が発見	8件	24.2%	3件	10.7%	1件	2.9%
アンケート調査等学校の取組により発見	13件	39.4%	20件	71.4%	31件	88.6%
本人からの訴え	8件	24.2%	3件	10.7%	2件	5.7%
本人の保護者からの訴え	0件	0.0%	1件	3.6%	1件	2.9%
その他	4件	12.1%	1件	3.6%	0件	0.0%

(3)期間中に認知した、いじめの態様(複数回答)

	R4年度第1期		R5年度第1期		R6年度第1期	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	17件	51.5%	15件	53.6%	16件	45.7%
② 仲間はずれ、集団による無視をされる。	0件	0.0%	4件	14.3%	2件	5.7%
③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	10件	30.3%	7件	25.0%	4件	11.4%
④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	3件	9.1%	0件	0.0%	5件	14.3%
⑤ 金品をたかられる。	0件	0.0%	0件	0.0%	0件	0.0%
⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	2件	6.1%	1件	3.6%	1件	2.9%
⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	4件	12.1%	2件	7.1%	2件	5.7%
⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	0件	0.0%	1件	3.6%	2件	5.7%
⑨ その他	1件	3.0%	2件	7.1%	7件	20.0%

※構成比＝態様／認知件数×100

いじめの防止等に向けた主な取り組み

方針

いじめは、どの子にも、どの学校にも起こりうるものであるという共通認識のもと、
未然防止、早期発見、適切な対応を重点として、組織的かつ迅速に対応する。

現 状

課 題

主 な 取 組 み

重点①
未然防止

- R6年度第1期調査におけるいじめの態様では、冷やかしかからかい等、嫌なことを言われるが最多(63.7%)。中でもPCや携帯電話等を介したいじめが、前年比26件増(16.5%増)
- R5年度の学校におけるいじめ防止等に係る取組状況調査では、PTA中心の取組み等の実施は、小74.5%、中76.8%、高54.7%、特44.4%(学校主体の取組みは、ほぼ100%)

- (1) 児童生徒が、他人を思いやり、安心して学校生活を送ることができるための取組みが必要
- (2) ICT機器の普及、機能等の多様化による新たな形のネットトラブルへの対応が必要
- (3) いじめの定義、いじめの態様等について、保護者、教職員の共通理解が必要

- (1) 他人を思いやり、安心して生活を送ることができる取組みの推進
 - 児童生徒が安心できる「居場所づくり」の推進
 - ・多様な考え方が認められる授業づくり
 - ・道徳や特別活動の授業でのロールプレイの実施
 - 児童生徒が主体的に取り組む「絆づくり」の推進
 - ・仲間と一緒に活動することで、自他を認め合う取組みの実施
 - 進学等による環境の変化等に対応した「のりしろづくり」の推進
 - ・小学校間の小・小連携、中学校での体験・説明等の実施
- (2) ネットトラブルへの対応
 - 情報モラル教育の推進
 - ・警察や携帯電話販売業者によるネットトラブル等の指導
 - ・PTA等による家庭でのメディアの適切な利用に関する研修会の実施
- (3) 保護者、教職員の共通理解の促進
 - いじめの定義、いじめの態様等記載のリーフレットの活用
 - “いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動の実施

《教職員等の資質向上》

- ◎いじめ防止等に係る教員研修の充実
 - 道徳や人権教育、いじめの未然防止等に係る研修の実施
 - 中学校・高等学校(私立含む)の教員に対する部活動内でのいじめ防止等に向けた研修の実施
 - 「居場所づくり」「絆づくり」の効果的な実践の普及
- ◎教育相談関係研修会の開催
 - 各地区いじめ・不登校防止連絡協議会等、教育相談関係者の資質向上のための合同研修会における講義や演習の実施

重点②
早期発見

- R5年度いじめ認知件数12,021件、児童生徒千人あたりの認知件数117.7件(全国平均57.9件)。そのうち、いじめ発見のきっかけについて、山形県独自の児童生徒・保護者を対象としたいじめ発見調査アンケートと面談の実施によるものが、認知全体の78.4%

- (1) アンケートや面談によるいじめ認知の割合が高いが、さらに日常的に児童生徒や保護者がいじめについて相談しやすい環境づくりが必要

- (1) 児童生徒や保護者がより相談しやすい環境づくりの推進
 - 本県独自の児童生徒・保護者を対象としたいじめ発見調査アンケート及び児童生徒との面談の実施
 - 24時間対応のいじめに関する電話・メールでの相談の実施
 - いじめの兆候を察知するための、1人1台端末を活用した「心の健康観察」等の周知【新規】
 - 公立高等学校におけるSNS相談の実施(7月～9月)
 - スクールカウンセラーの全公立中学校・県立高等学校への配置、中学校区内の小学校への派遣、大規模中学校への配置時間拡充

《関係機関等との連携》

- ◎生徒指導担当者等会の開催
 - いじめの認知、解消状況、態様等の分析
 - 専門スタッフ(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等)や関係機関との連携
 - 地区連絡協議会での指導内容の確認
 - 各学校への指導内容及び事案対応の確認

重点③
適切な対応

- R5年度に認知されたいじめのうち、年度内の解消率は87.9%(全国平均77.5%)
※R4年度に認知されたいじめのR5年度末の解消率は99.5%(公立のみ)

- (1) いじめの解消・再発防止に向けて、いじめを受けた・いじめをした児童生徒へのケアやサポートの効果的な取組みが必要
- (2) いじめへの組織的な対応のために、学校における取組み等について、定期的な点検・見直しが必要

- (1) チーム学校としての効果的な取組みの実施
 - 児童生徒支援加配(小中)、子どもふれあいサポーター(小)の配置
 - スクールカウンセラーの全公立中学校・県立高等学校への配置、中学校区内の小学校への派遣、大規模中学校への配置時間拡充(再掲)
 - 警察や福祉、医療等の関係機関との連携による情報共有
 - エリアスクールソーシャルワーカーの配置(各教育事務所)
 - スクールソーシャルワーク・コーディネーターの配置(17市町村)
 - 県立高等学校へのスクールソーシャルワーカーの配置(4拠点校)
 - スクールロイヤーの派遣【新規】
- (2) 各学校のいじめ防止基本方針及び取組みの実効性の向上
 - 各地区いじめ・不登校防止連絡協議会等におけるいじめ防止基本方針及び学校評価における取組みの点検・見直しの実施

- ◎外部専門家や関係機関との連携
 - いじめ解決支援チーム(各教育事務所)、いじめ防止等の対策のための組織(高特)による支援
 - スクールロイヤー、エリアカウンセラー、指導主事の派遣(小中高特)
 - 市町村の福祉部局・警察・家庭・地域との連携

○山形県いじめ防止対策の推進に関する条例

山形県いじめ防止対策の推進に関する条例をここに公布する。

山形県いじめ防止対策の推進に関する条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
- 第 2 章 山形県いじめ問題対策連絡協議会（第 4 条－第 9 条）
- 第 3 章 山形県いじめ問題審議会（第 10 条－第 17 条）
- 第 4 章 山形県いじめ重大事態再調査委員会（第 18 条－第 26 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 12 条、第 14 条第 1 項及び第 3 項、第 30 条第 2 項並びに第 31 条第 2 項の規定に基づき、山形県いじめ防止基本方針の策定並びに山形県いじめ問題対策連絡協議会、山形県いじめ問題審議会及び山形県いじめ重大事態再調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（山形県いじめ防止基本方針）

第 3 条 県は、法第 12 条の規定に基づき、山形県いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。

第 2 章 山形県いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第 4 条 法第 14 条第 1 項の規定に基づき、山形県いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

（組織）

第 5 条 連絡協議会は、会長 1 人及び委員 30 人以内で組織する。

（会長）

第 6 条 会長は、知事をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（委員）

第 7 条 委員の任期は、関係行政機関の職員である委員を除き、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

（招集）

第 8 条 連絡協議会の会議は、会長が招集する。

（委任）

第 9 条 この条例に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡協議会に諮って定める。

第 3 章 山形県いじめ問題審議会

（設置）

第 10 条 法第 14 条第 3 項の規定に基づき、山形県いじめ問題審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 11 条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

（1）基本方針に基づくいじめの防止等のための対策に関すること。

（2）県立の学校の設置者が調査を行う場合における重大事態に係る事実関係に関すること。

（組織）

第 12 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

（委員）

第 13 条 委員は、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

（会長）

第 14 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 15 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、前項の会議の議長となる。

3 第 1 項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議及び調査の手続の非公開)

第 16 条 審議会の会議及び調査の手続(県立の学校の設置者が行う重大事態に係る事実関係に関する調査に係る会議及び調査の手続に限る。)は、公開しない。

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第 4 章 山形県いじめ重大事態再調査委員会

(設置)

第 18 条 法第 30 条第 2 項及び第 31 条第 2 項の規定に基づき、山形県いじめ重大事態再調査委員会(以下「再調査委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 19 条 再調査委員会は、知事が重大事態に係る事実関係に関する調査の結果についての調査を行うに当たり必要な調査を行う。

(組織)

第 20 条 再調査委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 再調査委員会に、特別の事項を調査させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員)

第 21 条 委員及び臨時委員は、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

4 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査を終了するまでとする。

(委員長)

第 22 条 再調査委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、再調査委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 23 条 再調査委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、前項の会議の議長となる。

3 第 1 項の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 再調査委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議及び調査の手続の非公開)

第 24 条 再調査委員会の会議及び調査の手続は、公開しない。

(庶務)

第 25 条 再調査委員会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第 26 条 この条例に定めるもののほか、再調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が再調査委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

いじめの現状等に係る調査（資料 2～4）の基本情報

【資料 2】令和 5 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

- 調査主体 文部科学省
- 調査対象 国公立小学校（県内 224 校） 国公立中学校（県内 96 校）
国公立高等学校（県内 57 校） 国公立特別支援学校（県内 19 校）
- 調査期間 令和 5 年度間
- 調査項目 ・暴力行為 ・いじめ ・長期欠席 ・高等学校中途退学 等

【資料 3】令和 5 年度いじめ防止対策に係る取組に関する点検

- 調査主体 山形県教育委員会
- 調査対象 県内公立の小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、
高等学校
- 調査期間 令和 6 年 1 月 31 日～令和 6 年 3 月 6 日
- 調査項目 ・いじめの防止等の基本体制 ・未然防止
・早期発見・適切な取組み ・ネット上のいじめ対策 等

【資料 4】いじめ・不登校等生徒指導上の諸課題に関する実態調査（第 1 期）

- 調査主体 山形県教育委員会
- 調査対象 県内公立の小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、
高等学校
- 調査期間 1 期 令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 7 月 31 日
2 期 令和 6 年 8 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日
3 期 令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
- 調査目的 令和 5 年度における各学校のいじめ防止対策に係る取組状況の把握
- 調査項目 ・いじめの実態 ・いじめの解消状況についての追跡調査 等